

情報連携基盤技術 WG の骨格案に関する疑問点・危惧点

2010年3月4日に開催された情報連携基盤技術WG第2回会合にて、[社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度における情報連携基盤技術の骨格案（その1）](#)が示された。EABuSでは、有志を中心にその内容を仔細に検討したところ、以下の疑問点・危惧点を抱いた。

国民番号制度は、今後の社会インフラにあたる重要な検討事項であることから、我々の疑問点・危惧点について当ホームページを通じて公表し、国民番号制度の健全な構築に向けた建設的な論議を呼び掛けたい。

住民票コード（+4情報）共通番号、IDコード、リンクコードといった複雑な番号体系がなぜ必要なのかが不明。個人情報保護に対する過剰反応のためかも知れないが、単に技術的な「屋上屋」的議論を重ねているだけではないか？

上記システムの維持のためには、情報保有機関ごとでリンクコード - 利用番号への紐付けテーブル、突合のための基本4情報の逐次メンテナンス、情報連携基盤におけるIDコード - リンクコード間の変換といった膨大な作業が要求されるが、適正な費用対コストが保たれるのか？

また、基本4情報の一意性（漢字コード等）維持をどのように実現し維持していくのか？（そもそも識別番号は4情報による名寄・突合に代わるものではないのか）

「番号」 - リンクコード間の紐付けは住基4情報の突合によって各情報保有機関が「対照テーブル」を作成、保守することになっているが、保守については利用者の異動情報を住基ネットから配信することを想定するのか。あるいは、各情報保有機関の努力に期待するのか。また住基4情報突合において氏名や住所に含まれる外字はどのように解決するのか。

リンクコードを採用した理由を「ネットからのID流出を避けるため」と説明しているが、K-WANやLG-WAN（セキュアな専用回線）からの流出がどの程度想定されるのか？また、その脅威への備えは暗号化電文の交換で十分ではないか？（海外では暗号化による電文交換が一般的で、これまでの情報流出はデータベースのハッキングによるものが大半）

最大の脅威は行政による恣意的な名寄せにあるが、これに対して「情報連携基盤ではリンクコードをメモリ上で生成しデータベース上には保持しない」「番号連携は『照会元機関の保有番号→照会元機関のリンクコード→IDコード→照会先機関のリンクコード→照会先機関の保有番号』で行う」と説明しているが、この仕組みでは照会元機関から要請することで名寄せは技術的には可能であると思える

また、「可逆暗号方式」とは双方向のコード変換を可能にした方式のため、行政内で個人情報情報を自由に連携させ、それを利用することも可能な仕組みである（オーストリアで採用している方式は不可逆暗号方式である）

この方式では、情報照会元機関が自己のリンクコードから ID コードに変換することによって、どの情報保有機関にも照会可能と思われるが、目的外使用防止のために情報連携基盤ではどのような措置をとるのか。5（1）では「予め法律またはこれに基づく政令によって、情報連携を行う目的、情報連携を行う情報保有機関及び情報連携の対象となる個人情報の種類および情報連携のパターンについて、明確に定めておくべきではないか。」としているが、このことは法制度だけでなく、情報連携基盤の機能として実装すべきである。

「アクセスログの管理は情報連携基盤に全てを一元化せず、情報保有機関に分散すべきで、分散管理されたアクセスログの請求があった際は一定期間内に回答する」としているが、個人情報の流通に関しては多くの国が採用しているようにアクセスログのリアルタイムの開示が必須条件である。（恣意的な名寄せや情報の不正閲覧等は技術的に防御することは限界があるという前提で考えるべきである）

「セキュリティ確保のため ID コード・リンクコードは各個人に通知しない」としているが、これは、個人の情報に関する番号が国民の立ち入れない世界で交換されるという、極めて不透明な仕組みになりかねない

セキュリティ確保の重要な観点は技術的完全性ではなく、透明性の担保であり、欧州で実現しているような「見える番号」に対するアクセスポリシーと樹立と、国民監視の仕組みを構築することが何よりも優先されるべきと考える

マイ・ポータルログイン方法は複雑すぎて果たして身近に活用されるのかが不安

また、個人の属性は確認できても、家族や扶養者と言った一定条件下での関係性をどのように表示しようとしているのか？

あまりにも複雑な体系にすると、不具合が起きた時のトラブルシューティングへの負荷が高くなる。それによってシステムが一時停止する危険性が発生したり、人員投入や混乱でかえって情報漏洩の危険性も高まる。

確定申告の税務署から自治体への転送について、骨子案では情報連携基盤とは異なる取扱をすとなっているが、確定申告データに「共通番号」が含まれるとすれば、「異なる取扱」がセキュリティ・ホールになる可能性がある。また、複雑な情報連携基盤を通さない逃げ道になる可能性もある。「異なる取扱」の要件、範囲等をもっと明確にすべきではないか。

情報連携基盤への第三者機関の関わり方が不明であり、第三者機関が関わらないとすると、行政機関が情報連携基盤を使って恣意的な連携を行うビッグブラザーになる可能性がある。(オーストリアの場合は、第三者機関であるデータ保護委員会がコード変換の仕組みを管理している。)

住民票コードが変更されると、住民票コードから可逆暗号方式で生成される ID コードとリンクコードも変更されるのではないかと懸念される。また、「番号」も別途コード変換 TBL 方式で住民票コードから生成されるので変更されると理解されるが、「番号」-リンクコード-ID コードの整合性を保つための保守はどのように考えているのか。

国民番号が、今後のわが国の社会保障を始めとする様々な分野を支える社会基盤として定着するために、導入にあたっての幅広い国民的議論を願いたい。

以上、情報連携基盤技術 WG の骨格案に関する疑問点・危惧点について、EABuS の見解を提起する。

以上